

東京都教育委員会：「法」に関する教育の推進のための取組について

1 東京都教育ビジョン(第2次)の策定(平成20年5月)

【推進計画】

57 「法」に関する教育の推進

自由で公正な社会の担い手としての資質・能力の基礎を学校段階から育成するため、責任ある市民生活を送る上で必要となる身近な「法」に関する教育のカリキュラム開発や指導資料の作成を行うとともに、教員研修等を実施する。

2 法教育研究推進協議会の設置(平成20年度～22年度)

・右に設置要項掲載

3 普及啓発のための取組の概要

	指導資料の作成・配布	「法」に関する教育シンポジウムの開催
平成 20年度	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育における「法」に関する教育<指導資料1> ・「法」に関する教育とは? ・新学習指導要領における「法」に関する教育で扱える内容について 	
平成 21年度	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育における「法」に関する教育<指導資料2> ・今なぜ、「法」に関する教育なのか? ・小学校の実践事例の紹介 第1学年 道徳「規則の尊重」 第6学年 社会科「私たちのくらしと政治の働きー裁判員制度について考えるー」 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成22年1月21日(木) ・練馬区立大泉第六小学校 ・参加者 約180名 ①公開授業 第1学年 道徳「規則の尊重」 第6学年 社会科「私たちのくらしと政治の働きー裁判員制度について考えるー」 ②パネルディスカッション <テーマ>「今なぜ、『法』に関する教育なのか?ー学校教育における取組を考えるー」 <パネリスト>検事、判事補、弁護士、学識経験者、学校関係者
平成 22年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「法」に関する教育カリキュラムの作成・配布 ・「法」に関する教育で育てたい児童・生徒像 ・新しい学習指導要領との関連 ・各教科等の指導計画例(小・中・高等学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成23年1月28日(金) ・台東区立上野中学校 ・参加者 約240名 ①公開授業 第2学年 道徳「規則の尊重」 第3学年 社会科「消費者の保護」(公民的分野) ②パネルディスカッション <テーマ>『「法」に関する教育における法曹関係者との連携の可能性を探る」 <パネリスト>検事、判事補、弁護士、学識経験者、学校関係者

法教育研究推進協議会設置要項

東京都教育委員会

(設置)

第1 東京都教育委員会は、国や関係機関との連携・協力の下、学校教育における法教育の在り方やカリキュラム開発等について検討・協議を行い、学校への普及・啓発を図るために、法教育研究推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(設置期間)

第2 推進協議会の設置期間は、平成23年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3 推進協議会は、次の事項を審議し事業等の推進を図る。

- (1) 小・中・高等学校の教科・領域における法教育の体系づくりとカリキュラムに関すること。
- (2) 法教育の学校への普及・啓発に関すること。
- (3) 「心の東京革命」の行動目標、「東京都教育ビジョン」と法教育の関連に関すること。
- (4) その他、法教育推進上、必要と認められる事項

(構成)

第4 推進協議会は、以下の委員によって構成する。

- (1) 学校関係者(小・中・高等学校の校長、副校長、主幹教諭及び主任教諭、教諭)
- (2) 学識経験者(大学教授等)
- (3) 法曹関係者(法務省及び裁判所担当者、弁護士等)
- (4) 青少年治安対策本部関係者(青少年担当課長)
- (5) 教育庁指導部関係者(指導部長)

2 推進協議会には、委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は、指導部長の職にある者をもって充てる。
- (2) 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

(運営等)

第5 推進協議会の運営等は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、推進協議会を招集し、主宰する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
- (3) 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。

2 推進協議会には、下部組織として小・中・高等学校の教科・領域における法教育のカリキュラムを作成する委員会を設置し、以下の委員によって構成する。

- (1) 委員は、推進協議会の学校関係者をもって充てる。
- (2) 委員長は、委員の中から選出する。

(任期)

第6 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(庶務)

第7 推進協議会の庶務は、東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課において処理する。

(補則)

第8 この要項に定めるもののほか、推進協議会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附則

この要項は、平成20年7月25日から施行する。

附則

この要項は、平成21年6月1日から施行する。

平成22年度

「法」に関する教育シンポジウムの開催について(二次案内)

教育庁指導部
平成22年11月第1部
公開授業

午後1時40分から

社会科(公民的分野)・第3学年

単元「消費者の保護」

授業者:台東区立上野中学校 高田 孝雄主任教諭

◆模擬契約書を利用して、個人間の契約の原則と責任、政府の役割について考えます。また、**法曹関係者とのチームティーチングによる授業**を行います。授業づくりにおいてどのような連携が可能なのでしょうか。

道徳・第2学年

主題「きまりの大切さ」

・内容項目 4-(1)規則の尊重

授業者:台東区立上野中学校 市村 茜教諭

◆子供たちの規範意識を醸成するためには、「ルールはなぜ必要なのか」といったルールの意義や役割を考えさせることが大切です。どのような教材を用いて、どのような授業展開を考えていけばよいのでしょうか。今回の授業では、「**東京都道徳教育郷土資料集(第4集)の読み物教材**」を使います。

【問い合わせ先】

〒163-8001 新宿区西新宿2丁目8番1号
教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課
「法」に関する教育担当:小瀬、山村、上田
電話 03-5320-6841
ファクシミリ 03-5388-1733

※当日参加も受け付けますが、参加を希望される方は、資料印刷や会場設営等の関係上、事前連絡に御協力ください。(担当まで電話若しくはFAXにて。別紙にFAX送信票あり。)

東京都教育委員会は、児童・生徒の規範意識を醸成するとともに、主体的に社会の形成に参画する資質・能力を育成するために、小・中・高等学校における「法」に関する教育を推進しています。

学校における「法」に関する教育は、社会科、公民科、生活科、体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの教科等の指導において実践していくことができます。

このシンポジウムでは、「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像を明確にして授業づくりを行った中学校の社会科(公民的分野)と道徳の授業を公開するとともに、法曹関係者(裁判官、検察官、弁護士)と連携した授業実践の可能性について探ります。

第2部
パネルディスカッション

午後2時45分から

○開会あいさつ

教育庁指導部長 高野 敬三

○趣旨説明

教育庁指導部主任指導主事 相原 雄三

○パネルディスカッション

<テーマ>

「法」に関する教育の趣旨を踏まえた授業実践における法曹関係者との連携の可能性を探る。

※本パネルディスカッションでは、**パネリストに法曹関係者を迎え、◆公開授業や◆実践報告**(パネルディスカッション内で報告を行います。)を基にして、法曹関係者と連携した授業実践の可能性を探ります。

<パネリスト>

布施 京子氏(法務省大臣官房司法法制部 部付検事)

高杉 昌希氏(東京地方裁判所 判事補)

鈴木 啓文氏(くれたけ法律事務所 弁護士)

田中 開氏(法政大学法科大学院教授)

※東京都法教育研究推進協議会委員の学校関係者等も加わります。

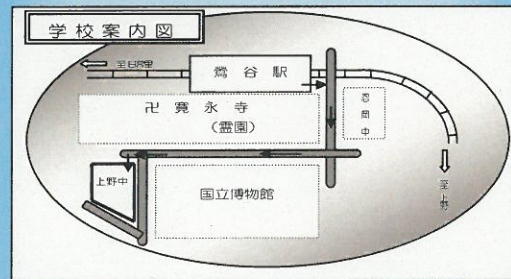
<コーディネーター>

久保田 靖明氏(港区立高松中学校長)

○開会あいさつ

教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課長
伊東 哲

日時 平成23年1月28日(金)
午後1時40分~午後4時45分
会場 台東区立上野中学校(JR 鶯谷駅徒歩7分)



日程

午後1:00 1:40 2:30 2:45 4:45

受付	公開授業	移動	パネルディスカッション
----	------	----	-------------

◆実践報告の内容

小学校 特別活動(学級活動)

議題「クラスボールの使い方のルールを決めよう」

実践報告者:中央区立日本橋小学校 主幹教諭 宮内 有加

高等学校 公民科

単元「経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題」

実践報告者:都立小岩高等学校 教諭 渥美 利文

「法」に関する教育カリキュラムについて

◆ 作成の経緯

学校教育法の一部改正 (平成19年6月)

(21条・一) 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

【社会的背景】「事前規制社会」から「事後チェック社会」への転換

・社会経済の各分野で規制緩和や制度改革が進められる中で、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、他者と切磋琢磨しながらも自己責任を果たしていくことが求められている。

社会の一員として責任ある市民生活を送る上で不可欠な
「法やきまり、ルール及び司法」に関する教育の充実

東京都教育ビジョン<第二次> (平成20年5月)

「法」に関する教育の推進

学習指導要領の改訂

(小・中…平成20年3月、高…平成21年3月)

「法」に関する指導の充実

- <小学校>
 - ・社会生活を営む上で大切な法やきまり
 - ・国民の司法参加、きまりをつくって守る活動等
- <中学校>
 - ・裁判員制度、契約の重要性
 - ・法やきまりの意義の理解等
- <高等学校>
 - ・法や規範の意義及び役割、裁判員制度、私法の基本的な考え方等

「法」に関する教育カリキュラムの作成

<法教育研究推進協議会>

・法務省検事、裁判所判事補、弁護士、法科大学院教授、小・中学校及び高等学校の教員等により構成

◆ 作成の基本方針

- 小・中学校及び高等学校の新しい学習指導要領における「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる指導内容を明らかにする。
- 「法」に関する教育において「育てたい児童・生徒像や資質・能力」「学習の視点」を明らかにして、それとの関連で各教科等の指導計画例を作成する。

◆ 「法」に関する教育の基本的な考え方

育てたい 児童・生徒像

○日常生活において、法やきまり、ルール及び司法を身近なものであると意識し、その意義や役割を理解するとともに、自由で公正な社会の担い手として法やきまり、ルールを遵守したり、それらを利用して紛争の解決を図ったり、司法に能動的に参加したりするなど主体的に社会の形成に参画しようとする態度を身に付けた児童・生徒

育てたい 資質・能力

「法」に対する興味・関心
○日常生活において、法やきまり、ルール及び司法を身近なものであると意識し、興味・関心をもつ。

「法」に対する知識・理解
○法やきまり、ルール及び司法の意義や役割について理解する。

「法」に基づき社会の形成に参画する態度
○法やきまり、ルールを遵守したり、それらを利用して紛争の解決を図ったり、司法に能動的に参加したりするなど主体的に社会の形成に参画しようとする。

学習の視点

<視点1>
法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ

<視点2>
私的自治の考え方の基本的な考え方を学ぶ

<視点3>
憲法及び立憲主義の意義を生活と関係付けて学ぶ

<視点4>
司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ

◆ 内容の構成

- 〔第1章〕 総説… ◆「法」に関する教育が求められる背景及び「法」に関する教育の基本的な考え方を示す。
- 〔第2章〕 指導内容… ◆学習指導要領に示されている「法」に関する教育にかかわる主な指導内容を示す。
◆「法」に関する教育における「学習の視点」から見た指導内容の系統を示す。(資料4)
- 〔第3章〕 指導計画例… ◆小学校、中学校、高等学校の各教科等の指導計画例について、29事例を示す。(資料5)

第 2 章・指導内容

「法」に関する教育における「学習の視点」から見た主な指導内容の系統

各教科等において系統的な指導を意識できるよう、「法」に関する教育における「学習の視点」に基づき、指導内容を整理した。

※学習の視点 1・2のみ抜粋

(1) 学習の視点 1：法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ

法やきまり、ルールは、多様な人々が共生する社会において、互いに尊重し合い社会生活をより豊かにするために存在するものであるといった基本的な考え方を理解させるとともに、法やきまり、ルールの意義や役割を意識しながらそれを遵守しようとする態度を育てる。

校種・学年	社会科	生活科	体育科	道徳	特別活動	
小学校	第一・二学年		・学校にはみんなが気持ちよく生活するためのきまりやマナーがあることに気付く。 ・公共物や公共施設を利用するためのルールやマナーがあることに気付く。 ・友達と遊ぶ活動を通して約束やルールをつくり変えていく。	・きまりを守り仲良く運動する。 ・簡単な規則を工夫してゲームをする。	・約束や社会のきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。	[学級会活動] [生徒会活動] [クラブ活動] ・よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫する。
	第三・四学年	・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまり		・きまりを守りと仲良く運動する。 ・規則を工夫してゲームをする。	・約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。	
	第五・六学年			・約束を守り助け合って運動する。 ・ルールを工夫してボール運動をする。	・公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。	
中学校	第一・二学年		・ルールやマナーを守るとうとすること。 ・フェアなプレイを守ろうとすること。 ・運動やスポーツはルールやマナーについて合意したり、適切な人間関係を築いたりするなどの社会性を高める効果が期待できること。	・法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。	[学級会活動] [生徒会活動] ・よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫する。	
	第三学年	・社会生活における物事の決定の仕方 ・きまりの意義 ・対立と合意、効率と公正の理解 ・契約の重要性やそれを守ることの意義		・ルールやマナーを大切にしようとする。 ・フェアなプレイを大切にしようとする。		
高等学校	公民科	保健体育科	特別活動			
	[現代社会] ・幸福、正義、公正などの理解 ・法や規範の意義及び役割 [政治・経済] ・法の意義と機能 ・権利と義務の関係	・ルールやマナーを大切にしようとする。 ・フェアなプレイを大切にしようとする。 ・スポーツのルールは、用具や用品、施設などの改良によって変わって続けていること。	[ホームルーム活動] [生徒会活動] ・よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫する。			

(2) 学習の視点 2：私法の基本的な考え方を学ぶ

個人と個人の間を規律する私法分野について、契約自由の原則や私的自治の原則などの私法の基本的な考え方を理解させ、日常生活においても法意識をもって行動し、法を主体的に利用できる力を育てる。

校種・学年	社会科	技術・家庭科	音楽科	美術
小学校	第三・四学年			
	第五・六学年	・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるようにする。		
中学校	第一・二学年	[技術分野] ・知的財産の保護の必要性		
	第三学年	[公民的分野] ・消費者の保護と国や地方公共団体の役割 ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政	[家庭分野] ・消費者の基本的な権利と責任についての理解 ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること	・音楽に関する知的財産権に触れるようにすること
高等学校	公民科	家庭科	情報科	芸術科
	[現代社会] ・市場経済の機能と限界 ・雇用、労働問題 ・経済活動を支える私法に関する基本的な考え方 ・消費者に関する問題 [政治・経済] ・市場経済の機能と限界 ・消費者に関する問題 ・雇用と労働を巡る問題	[家庭基礎] ・家族に関する法律 ・消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任 ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題 [家庭総合] ・家族・家庭と法律 ・消費行動における意思決定 ・消費者の権利と責任 ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題 [生活デザイン] ・家族に関する法律 ・消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任 ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	・情報を保護することの必要性 ・法規と個人責任の責任 ・知的財産や個人情報保護	<美術 I・II・III> ・知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成 <音楽 I・II・III> ・知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成 <工芸 I・II・III> <書道 I・II・III> ・知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成

第 3 章・指導計画例

小・中学校及び高等学校の各教科等の指導計画例

小学校の例 社会科 「ごみのしまつと再利用」(第3・4学年)

1 目標
 地域の人々の生活に必要なごみの処理と再利用について、これらの対策や事業は、計画的、協力的に進められていることを観察、調査したり資料を活用したりして調べ、それらの対策や事業が地域の人々の健康な生活や、良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えるようにする。

2 「法」に関する教育において育てたい児童・生徒像との関連
 <「法」に対する興味・関心>
 ・ごみを適切に処理したり資源として再利用したりするための法やきまりの役割について興味・関心をもつ。
 <「法」に対する知識・理解>
 ・ごみを適切に処理したり資源として再利用したりするために、ごみの出し方やリサイクルなどに関する法やきまりがあることを理解する。
 <「法」に基づき社会の形成に参画する態度>
 ・ごみを適切に処理したり資源として再利用したりするための法やきまりを意識して、自分でも行動しようとする。

3 「法」に関する教育とかかわりのある主な指導内容との関連
 本単元は、小学校学習指導要領社会科の第3・4学年の(3内容の取扱い)の(5)「内容(3)及び(4)にかかわって、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。」との関連を図って設定している。

4 指導計画 (全 14 時間)

時	主な学習活動	主な指導上の留意点 (★「法」に関する教育と関連があるもの)
①	◇学校や家から出るごみを調べる。 ・学校や家でのごみ出しの様子を話し合う。	○教室や給食室から出るごみについて、種類や量の観点から調べるように助言する。
②	・学校から出されるごみの種類と量を調べる。 ・学校のごみの様子について用務主事や給食主事の方に話を聞き、分かったことを話し合う。	
③	◇ごみ調べの結果を基に、学習問題を立て、予想する。 ・ごみ調べの結果を見て気付いたことを話し合う。	○ごみの種類や出す曜日、出し方などに着目するように助言する。
④	◇地域のごみ集積所を観察し、収集の工夫を調べる。	★ごみの収集についてのきまりを示した看板の写真を提示し、きまりの果たす役割やそれを守ることの大切さについて考えるようにする。
⑤	・ごみ集積所を見学し、ごみの収集日や分別の仕方、ごみの出し方などについて調べる。	○ごみ集積所を学区図にまとめる。
⑥	・ごみ集積所の配置、ごみ収集車の仕組みからごみを収集している人の工夫を考える。	○最終処分場の耐用年数についても触れるようにする。
⑦	◇燃えるごみの処理について調べる。	
⑧	・清掃工場を見学し、燃えるごみの処理の仕方を調べる。 ・清掃工場で働く人々の工夫や努力を調べる。	
⑨	◇資源ごみの処理の再利用について調べる。 ・びん、缶、ペットボトルなどの資源となるごみがどのように再利用されていくのかについて調べる。	○リターナブルびんやペットボトルから再生された繊維で作った服などの具体物を提示する。
⑩	◇燃えないごみや粗大ごみ、家電製品の処理について調べる。 ・燃えないごみや粗大ごみについて調べる。 ・家電製品のリサイクル法について調べる。	★法でリサイクルを定めることよきについて考えるようにする。
⑪	◇ごみの処理と再利用について「ごみのゆくえマップ」にまとめる。	○ごみの処理や再利用のルート、施設の様子、従事する人々の工夫や努力も書き込むように助言する。
⑫	・調べてきたことを画用紙にまとめる。	
⑬	◇ごみを減らしたり再利用したりするために自分ができることを考え、ポスターにまとめる。	★ごみや資源の処理に関するきまりや法を意識して行動することの大切さについて考えるように助言する。
⑭	・自分ができることについて考え、話し合う。 ・自分の意見をポスターにまとめる。	

5 「法」に関する教育と関連がある本時の展開

(1) 本時のねらい (第4・5時)
 ごみ集積所の様子の観察を通して、ごみの収集にはきまりがあることや人々はそのきまりに基づいてごみを出していることに気づき、きまりの果たす役割やきまりを守ることの大切さについて考える。

(2) 本時の展開

学習活動と内容	指導上の留意点 (★「法」に関する教育と関連があるもの)	評価
(第4時) 1 ごみ集積所の様子を観察し、分かったことや気付いたことをメモする。(1時間) ・ごみ集積所の全体的な様子 ・ごみの種類や出し方 ・ごみの収集のきまりが書いてある看板など	○観察の観点を示し、それに基づいてメモするように助言する。 ○ごみの収集のきまりが書いてある看板に注目するように投げ掛ける。	【技能】 □ごみ集積所の様子を観察し、分かったことや気付いたことをメモしている。(観察カード)
(第5時) 2 ごみ集積所の様子について分かったことや考えたことを発表する。 ・ごみの袋はきちんと結んで出され、同じ種類のごみが出されていた。 ・ごみの収集のきまりが書いてある看板があった。 ・違う曜日には違う種類のごみが出されていた。 ・地域の人たちは、朝にごみを出している。いつも昼過ぎにはごみはなくなっている。	★地域の人々が、きまりに基づいてごみを集積所に出していることに気付くことができるようにする。	
3 ごみの収集のきまりが書いてある看板を見て、分かったことやどうしてそのようなきまりがあるのかについて自分の考えを書いて話し合う。 ・曜日によって、出すごみの種類が決められている。 ・朝のうちにごみを出すことになっている。 ・ごみ集積所に出してはいけないものもある。 ・ごみの種類によって集める曜日が決まっていないうから、ごみ集積所に様々なごみが混ざってしまうから。 ・出すごみの種類や出す時間が決まっていると、集める人が集めやすいから。 ・ごみの種類によって、もっていく場所が違うのではないか。	★ごみ集積所にある看板の写真を提示して、どうしてごみの収集のきまりが必要なのか、観察の結果や児童の日常生活と結び付けて考えるように助言する。	【思考・判断・表現】 □ごみの収集のきまりがあることの意義について自分の考えを書き、発表している。(ワークシート)
4 ごみの出し方やごみ集積所に関するきまりについて、市役所の人の話を聞き、考えたことを話し合う。 ・ごみの収集のきまりを守ることで、地域の人みんなが気持ちよく生活することができる。 ・ごみの収集のきまりがあっても、地域の人みんなが協力しないと意味がない。		
5 今日の学習を振り返り、学習感想を書く。 ・ごみの収集についてのきまりがあり、地域の人たちがそれを守っているからこそ、きちんとごみが集められていくと思った。 ・種類ごとにきちんと分けられて出されているごみは、この後どうなるのだろうかと思った。	★ごみの収集のきまりの必要性に気付くことができるようにする。	

